

議案第96号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の額が見直されたこと等に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。